

上場維持基準に関する経過措置の取扱い等に係る有価証券上場規程等の一部改正について

2023年3月31日
株式会社東京証券取引所

I 改正趣旨

当取引所は、有価証券上場規程等の一部改正を行い、2023年4月1日から施行します（詳細については規則改正新旧対照表をご覧ください）。

今回の改正は、上場会社における上場維持基準への適合に向けた取組を促進しつつ、各市場区分が想定するコンセプトを適切に実現していく観点から、上場維持基準に関する経過措置の取扱い等について、所要の上場制度等の見直しを行うものです。

II 改正概要

1. 上場維持基準に関する経過措置の取扱い

(1) 経過措置の終了時期

- ・2025年3月1日以後に到来する上場維持基準の判定に関する基準日から、本来の上場維持基準を適用することとします。

- ・本改正規則の施行日の前日において、改善期間の終了日を超える時期を終了期限とする適合計画を開示している会社については、改善期間の終了後に監理銘柄（確認中）に指定し、現在経過措置として適用している緩和した上場維持基準に適合しない状態となった場合を除き、当該終了期限における適合状況を確認するまでの間、その指定を継続するものとします（指定期間中に基準に適合した場合には、指定を解除するものとします）。

(2) 市場区分の再選択

- ・新市場区分への移行日の前日（2022年4月3日）において市場第一部に所属していたプライム市場の上場会社が、2023年4月1日から9月29日までの期間において、スタンダード市場への上場を選択し、当取引所に申請を行った場合には、当取引所は、当該上場会社の上場株券等について、2023年

（備考）

- ・有価証券上場規程（以下「規程」という。）令和4年4月4日改正付則第4条第4項

- ・有価証券上場規程施行規則（以下「規程施行規則」という。）令和5年4月1日改正付則第2条第1項等

- ・規程令和5年4月1日改正付則第2条第1項

10月20日にスタンダード市場への市場区分の変更を実施するものとします。

- ・選択申請時においてスタンダード市場の上場維持基準に適合していない場合又は再選択に基づく市場区分の変更後においてスタンダード市場の上場維持基準に適合しない状況となった場合は、当該基準に適合するための適合計画を開示した場合に限り、経過措置の終了時期までは、緩和した上場維持基準を適用するものとします。

・規程令和4年4月4日改正付則第4条第7項第2号等

2. 整理銘柄指定期間の延長

- ・上場維持基準に適合せず、上場廃止が決定した銘柄については、整理銘柄へ指定のうえ、原則として、当該上場維持基準の判定に関する基準日の翌日から起算して6か月間を経過した日に上場を廃止するものとします。

・施行規則第603条第1号

Ⅲ 施行日

- ・2023年4月1日から施行します。2. に関しては、施行日以後に上場廃止が決定した銘柄から適用します。

以 上